

2020年4月15日

所長 山下英次

Insight

慰安婦問題に関する日本政府発言；大幅な変更が必要

ジュネーブの国連人権理事会（UNHRC）の第43回定例会合のハイレベル・セグメントにおいて、韓国の康京和（カン・ギョンファ）外相は、2020年2月24日、スピーチ（約10分間）を行ったが、3年連続して慰安婦問題に言及した。これは、慰安婦問題は不可逆的に解決したという内容の2015年12月の日韓合意に違反する行為である。翌日の25日、日本代表の尾身朝子外務大臣政務官がスピーチ（約10分間）を行った際、前日の韓国外相のスピーチに反論した。

2月26日は、UNHRCのジェネラル・セグメントが開催され、日韓両国の在ジュネーブ代表部から参加した事務官が、ハイレベル・セグメントにおけるスピーチへの”Right of Reply”としてそれぞれ2回ずつ発言し、論戦が展開された。その際、日本政府の慰安婦問題に関する発言要旨は、①アジア女性基金などを通じて、お金も詫言状も出すなど、日本政府は誠意を尽くしてきた、②慰安婦問題は、2015年の日韓合意で不可逆的に解決しているはず、というものであった。

上記の②は、繰り返し強調し続けるべきであるが、①を言うだけでは、過去に悪いことをしたのでこれまで十分に償ってききましたと言っているだけで、全く反論になっていない。2014年7月の国連自由権規約委員会（CCPR）の対日審査以来、日本政府は、慰安婦問題について、多くの場合、いわば2段階の説明をしてきた。どういうことかという、(1)アジア女性基金などを通じて、お金も詫言状も出すなど、日本政府は誠意を尽くしてきた、(2)ただし、慰安婦は、「性奴隷ではない」し、「強制連行はなかった」、また「慰安婦20万人説」も否定してきた。しかしながら、今回、在ジュネーブ日本政府代表部のスタッフは、(2)について一切言及しなかった。これでは、慰安婦問題で、日本はかつて悪いことをしたので誠意をもって償ってききました、と言っているだけである。こうした説明では、韓国だけでなく、慰安婦問題について大きな誤解を抱いている国際社会の日本批判をさらに勢いづかせるだけである。

また、今回、在ジュネーブ韓国政府代表部のスタッフは、尾身政務官の康京和外相に対する反論に対して、康外相は、(日韓の)2国間の慰安婦問題についてではなく、紛争時における性暴力など普遍的な人権問題を提起したのだと反論した。そうだとしたら、日本政府としては、それを逆手にとって、韓国政府は、現在、国際社会から問題視されているヴェトナム戦争時に派遣された韓国兵による現地女性に対する暴行などによって誕生した混血の子供、すなわちライダイハンの問題にこそ、誠意をもって対処すべきだと言えよか

った。また、韓国外相が、UNHRC の場で、3 年連続して、2015 年の日韓合意という国際公約に違反する発言を行ったわけであり、日本政府としては、2 月 25 日の尾身朝子政務官のスピーチで、「それでも韓国は本当に法治国家なのか？」との疑問を呈してもよいぐらいであった。

さらに、そもそも論を言えば、2014 年以來の日本政府による 2 段階の説明も、我々からみれば、極めて不十分に映る。なぜかという、現在の日本政府の説明は、まず、いわば「本文」として、アジア女性基金などを通じて、日本政府はお金も首相の詫び状も出すなど誠意を尽くしてきたという。その後、いわば「但し書」として、性奴隷や強制連行ではないと付け加える、そういう構成になっている。しかしながら、このような構成では、まず「本文」で、日本政府は悪いことをしたと認めたと、国際社会では受け止められる。その後、「但し書」で性奴隷ではないとか強制連行ではないと言っても、それは、そこまで悪いことはしていないと言いたいのだな、すなわち部分否定に過ぎないのだな、という風に受け止められてしまう。

これでは、日本が慰安婦問題で、世界に類例のないような人権侵害をしたかのように考えている人たちの認識を改めることは決してできない。我々は、日本政府が、慰安婦問題に関する説明の「本文」と「但し書」をひっくり返すべきであると考え。どういうことかという、まず、本文で、慰安婦とはどういう性格のものであるのか、定義から入るべきである。古今東西、戦時・平時を問わず、軍隊の周りには、常にある種の女性は存在してきたし、現時点でも然りである。日本は、かつて、それを衛生上の理由や、兵士によるレイプの防止などの人権配慮のために、軍が間接的に関与する形で管理してきたのである。それ自体を悪と考えるのは、現実から目をそらすものであり偽善的である。日本の場合、慰安婦は、新聞広告で募集されるような公明正大なものであり、当然のことながら、十分な対価も支払われた。基本的に非難されるような後ろめたいものではなかったのである。

日本政府は、以上を、慰安婦問題を説明する際のいわば「本文」とすべきである。しかし、そうはいつでも、関与した仲介者などによって騙されて連れてこられるなど、気の毒な境遇に置かれた女性がいたことは事実かもしれないので、1995 年のアジア女性基金などを通じて、お金や首相の詫び状を出すなど、誠意を尽くしてできる限りのことをしてきた、と主張すべきである。これが、いわば慰安婦に関する説明の「但し書」の部分である。

以上のように、日本政府には、これまでの慰安婦問題に関する説明の「本文」と「但し書」を逆転させることが必要とされる。そのような形で、国際社会において現実に存在する慰安婦問題に関する極めて大きな誤解を解くよう、日本政府には常に力強く行動してもらいたいものである。